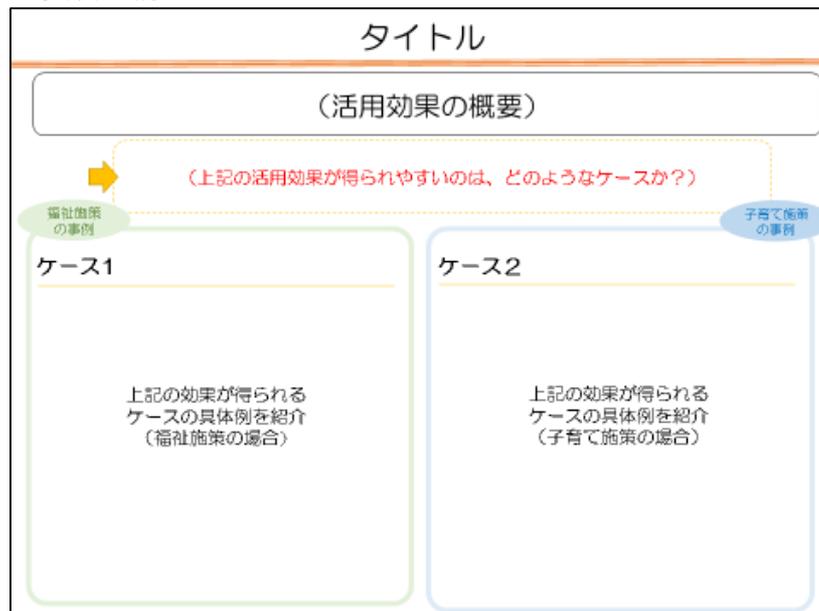


独自利用事務の情報連携の活用効果について

個人情報保護委員会事務局 法制・調整班

- ◆ この資料は、個人情報保護委員会事務局で、情報連携の活用が特に進んでいる地方自治体に対しヒアリングを行い、情報連携の活用効果について、ケースごとに具体例を整理したものです。
- ◆ それぞれの「特に活用効果が得られやすいケース」について記載しておりますので、ご参照いただき、同じ性質を有する手続をご所管の場合は、独自利用事務の届出提出等、さらなる情報連携の活用についてご検討ください。

<資料の構成>



情報連携の活用による効果① 手数料負担の軽減

◆ 得られる効果

→ 添付書類（課税証明書等）取得の負担軽減のほか、
添付書類の取得時に必要となる手数料負担も軽減される（住民の利益）

◆ 添付書類の取得に必要となる手数料は、1件あたりは少額であるものの、**申請者の状況により複数枚の添付書類が必要となる申請手続**など、累計すると住民負担が大きくなる場合があります。

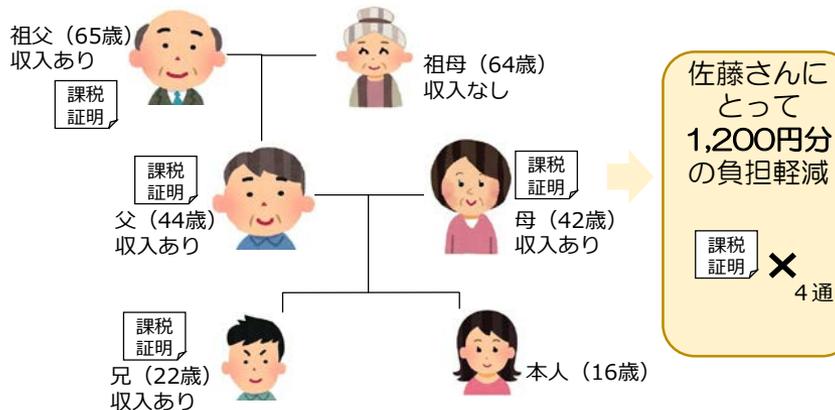
◆ **このような手続に対し優先的に情報連携を活用することで、住民負担の軽減が期待できます。**

福祉施策
の事例

子育て施策
の事例

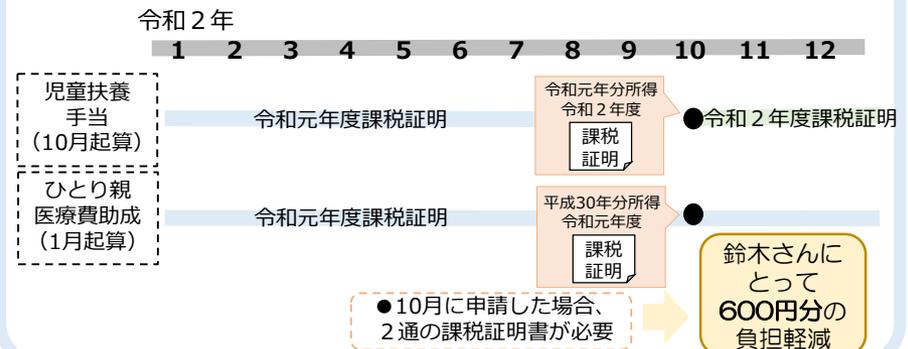
ケース1 世帯員全員の課税証明書が必要となる手続

- A市が行う障害者福祉施策（移動支援事業）では、申請者（本人）が18歳未満である場合は、住民基本台帳上の世帯員全員の課税証明書が必要になる。
- 16歳の佐藤さん（仮名）は、家族でB町からA市に転入したが、収入のある世帯員が4名いるため、課税証明書を4通取得する必要があり、手数料だけで1,200円（課税証明書1通あたり300円×4通）の負担となるところ、**A市の移動支援事業では情報連携を活用していたため、手数料の負担をせずに済んだ。**



ケース2 複数年度の課税証明書が必要となる手続

- A市がひとり親家庭に対して行う子育て施策は、児童扶養手当（法律に基づく事務）とひとり親医療費助成（条例に基づく事務）があり、これらを同時に申請する住民は多い。
- 児童扶養手当とひとり親医療費助成は、事業年度の起算点が異なるため、申請の時期によっては当該年度及び前年度の課税証明書が必要になる。
- 鈴木さん（仮名）は10月にB町からA市に転入したため、2か年分の課税証明書が必要となり、手数料だけで600円（課税証明書1通300円×2通）の負担となるところ、**A市では情報連携を活用していたため、手数料の負担をせずに済んだ。**



情報連携の活用による効果② 添付書類の不備に対する処理の負担軽減

◆ 得られる効果

→ 書類不備に対する電話や郵送による後日督促の負担が軽減されるほか、住民説明が簡素化され分かりやすくなる。（自治体の利益、住民の利益）

- ◆ 課税証明書の取得は、申請者の家庭状況や申請時期により「誰の」「いつの」課税証明書が必要になるか異なるなど、取得する住民にも説明する自治体にも負担が大きい添付書類です。
- ◆ 課税証明書の添付を不要とすることで、課税証明書等の提出に関する電話等による督促の負担軽減が期待できるなど、課税証明書の添付不備への対応が不要となります。

福祉施策
の事例

ケース1 添付書類の提出に不備が生じやすい手続

- A市で支給する障害者福祉手当では、現況届に必要な添付書類として課税証明書を求めていた。
- 申請者の家庭状況や申請時期により「誰の」「いつの（何年度の）」課税証明書が必要となるかが異なるため、提出間違いが生じ、課税証明書の再取得が必要となるケースが多かった。
- 情報連携の導入以降は、原則として全ての住民から課税証明書を取得する必要がなくなったため、

➢ 課税証明書の不備への対応が基本的に不要となり、郵送等による後日提出に対する督促の負担がなくなった。

➢ 住民が年度違いの課税証明書を提出した場合に、別の年度の課税証明書の再取得を求めるケースなど、課税証明書の取得に関する複雑な説明が不要となり、住民説明が簡素化した。



子育て施策
の事例

ケース2 添付書類の後日提出にめ切のある手続

- A市で支給する認可外保育園を利用する住民への助成額の算定事務では、添付書類である課税証明書の提出に遅れがあった場合は、一旦申請書を受付し、添付書類については郵送による後日送付を認めていた。
- 後日提出となった課税証明書は、当該年度の出納閉鎖までに必ず提出する必要があるため、出納閉鎖前の時期は住民への督促連絡の負担が大きくなっていった。
- 情報連携の導入以降は、住民から課税証明書を取得する必要がなくなったため、後日提出の督促負担がなくなった。

① 今週中に課税証明書を郵送してくださいね。（大丈夫かな・・・）

A市職員



② は、はい・・・。（今週課税証明書を取りに行く時間がないなあ。どうしよう。）

申請者



所得審査で必要な課税証明書は、取得する住民にとっても説明する窓口担当者にとっても 分かりづらくて大変!! 情報連携を導入して住民サービスの向上と業務改善をしませんか!?

Before

課税証明書の
取得って、
色々あって
面倒だなあ...

Q1 A市から引越して来たのですが、B手当とC助成の所得審査では何が必要ですか?

Q2 いつの課税証明書が必要ですか?

Q3 誰の課税証明書が必要ですか?

Q4 どこで課税証明書を取得できますか?

Q5 私（申請者）が市役所に行けば、家族の課税証明書も取得できますか?

Q6 市役所が遠いので、課税証明書を郵送で取得できますか?

A1 住民税課税証明書が必要です。

A2 今月申請する場合、X1年分所得（X2年度課税）とX2年分所得（X3年度課税）の2か年分が必要です。

A3 申請者と同居の世帯員の分が必要です。

A4 課税年度の1月1日時点でそれぞれ居住していた市区町村役場で取得できます。

A5 代理人が請求するには、本人の委任状が必要になる場合があります。詳しくは請求先の市役所にご確認ください。

A6 請求先の市役所に、住民税課税証明請求書・返信用封筒（切手同封）・手数料分の定額小為替を郵送することにより取得することができるか、請求先の市役所にご確認ください。



After

※ 独自利用事務で情報連携により地方税関係情報を取得するケースを想定

課税証明書が
なくなったら、
説明がシンプル
になったわ!

Q1 A市から引越して来たのですが、B手当とC助成の所得審査では何が必要ですか?

Q2 同居の世帯員の本人同意とは何ですか?

A1 情報連携するためにマイナンバーと同居の世帯員ご本人の同意が必要です。

A2 情報連携により同居の世帯員の地方税関係情報を取得することについて、世帯員ご本人に同意していただくものです。こちらの用紙に記入していただきご提出ください。



◆ 課税証明書を添付不要にすることによる効果

(住民側のメリット)

- 課税証明書を取得する手数料等の経済的負担の解消
- 課税証明書を取得する手続の負担解消

(行政側のメリット)

- 住民説明の簡素化
- 課税証明書の書類不備への督促対応の負担軽減

